

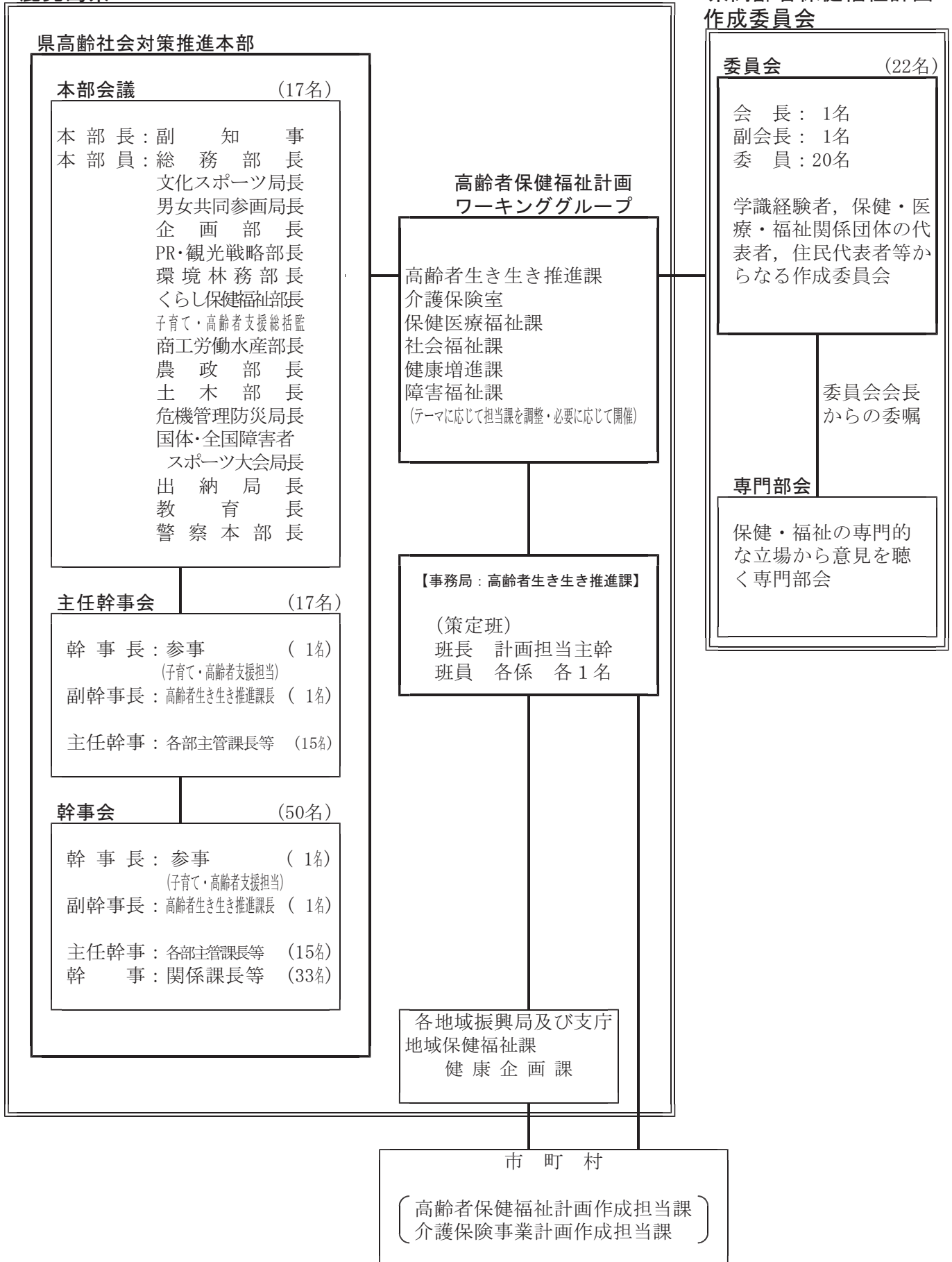
■ 参考資料 ■

■ 参考資料 ■

1 鹿児島県高齢者保健福祉計画作成の体制

鹿児島県

県高齢者保健福祉計画作成委員会



(1) 鹿児島県高齢者保健福祉計画作成委員会設置要綱

(設置)

第1条 平成30年3月に作成した鹿児島県高齢者保健福祉計画（鹿児島すこやか長寿プラン2018）の見直しを行い，新たな計画（以下「県計画」という。）を老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の9及び介護保険法（平成9年法律第123号）第118条の規定に基づき作成するに当たり，広く保健福祉関係機関・団体等から意見を聴くため，「鹿児島県高齢者保健福祉計画作成委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は，次に掲げる事項について所掌する。

- ・ 高齢者の保健・福祉ニーズに関する社会環境の現状と将来予測に関すること。
- ・ 目標年度における保健・福祉サービスの目標量の設定に関すること。
- ・ 保健・福祉サービスの供給体制のあり方に関すること。
- ・ その他県計画の作成に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は，24名以内の委員をもって組織する。

2 委員は，学識経験者，保健医療関係者，福祉関係者の代表者及び関係機関・団体等の代表者等のうちから知事が委嘱する。

3 委員の任期は平成33年3月31日までとする。

(運営)

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は，委員の互選によりこれを定める。

3 会長は，会務を総理し，委員会を代表する。

4 副会長は，会長を補佐し，会長に事故あるときは，その職務を代理する。

5 委員会は，会長が招集し，その議長となる。

(専門部会の設置)

第5条 委員会に，より専門的な立場から助言等を得るため，専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は，委員会委員及び学識経験者等から会長が委嘱する。

(事務局の設置)

第6条 委員会及び専門部会の事務局を保健福祉部介護福祉課に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は，平成29年8月1日から施行する。
この要綱は，平成30年7月13日から施行する。

■ 参考資料 ■

【鹿児島県高齢者保健福祉計画作成委員会委員】

区分	所属団体名	役職名	氏名	備考
住民代表等	鹿児島県老人クラブ連合会	会長	川野 信男	
	鹿児島県民生委員児童委員協議会	会長	渡邊 正人	
	認知症の人と家族の会 鹿児島県支部	副会長	曾木 やす子	
	特定非営利活動法人 地域サポートよしのねぎぼうず	理事長	永山 恵子	
関係団体	鹿児島県医師会	常任理事	黒木 康文	副会長
	鹿児島県歯科医師会	副会長	福原 和人	
	鹿児島県薬剤師会	常務理事	沼田 真由美	
	鹿児島県看護協会	専務理事	今村 恵	
	鹿児島県栄養士会	理事	萩原 恵子	
	鹿児島県理学療法士協会	会長	梅本 昭英	
	鹿児島県介護福祉士会	会長	田中 安平	
	鹿児島県社会福祉協議会	常務理事	西井上 誠	会長
	鹿児島県地域包括・在宅介護支援センター協議会	会長	石原 大吾	
	鹿児島県老人福祉施設協議会	会長	柿添 信義	
	鹿児島県老人保健施設協会	会長	今村 英仁	
	鹿児島県介護支援専門員協議会	会長	來仙 隆洋	
学識経験者	鹿児島国際大学 福祉社会学部	教授	高橋 信行	
	鹿児島女子短期大学	名誉教授	久永 繁夫	
	鹿児島純心女子大学 看護栄養学部	教授	八田 冷子	
行政等	鹿児島県市長会	(前)伊佐市長	隈元 新	
	鹿児島県町村会	さつま町長	日高 政勝	
	鹿児島県後期高齢者医療広域連合	事務局長	田崎 寛二	

【鹿児島県高齢者保健福祉計画作成委員会専門部会委員】

所属団体名	役職名	氏名
鹿児島県社会福祉協議会	事務局長兼地域福祉部長	福田 正道
鹿児島県老人福祉施設協議会	会長	柿添 信義
鹿児島県老人保健施設協会	会長	今村 英仁
鹿児島県医師会	常任理事	黒木 康文
鹿児島県歯科医師会	副会長	福原 和人
鹿児島国際大学 福祉社会学部	教授	高橋 信行
鹿児島純心女子大学 看護栄養学部	教授	八田 冷子
薩摩川内市高齢・介護福祉課	課長	中俣 賢一郎
大和村保健福祉課	課長	早川 理恵
鹿児島県くらし保健福祉部	子育て・高齢者支援総括監	吉見 昭文

(2) 鹿児島県高齢社会対策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 高齢者対策について、関係部局相互の密接な連携を確保し、その総合的かつ効果的な推進を図るため、鹿児島県高齢社会対策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項について協議する。

- ・ 鹿児島県高齢者保健福祉計画に基づく施策の総合的推進に関すること。
- ・ 高齢者対策に関する知事部局、教育委員会及び警察本部の連絡調整に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、副知事（くらし保健福祉部担当）をもって充てる。

3 本部員は、別表本部員の欄に掲げる者をもって充てる。

(本部長の職務)

第4条 本部長は、推進本部を代表し、統括する。

(会議)

第5条 推進本部に本部会議を置く。

2 本部会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

(主任幹事会及び幹事会)

第6条 推進本部に主任幹事会及び幹事会を置く。

2 主任幹事会は、幹事長及び副幹事長並びに主任幹事をもって組織する。

3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び主任幹事並びに幹事をもって組織する。

4 幹事長はくらし保健福祉部参事（子育て・高齢者支援担当）を、副幹事長は高齢者生き生き推進課長をもって充てる。

5 主任幹事及び幹事は、別表主任幹事及び幹事の欄に掲げる者をもって充てる。

6 幹事長は、主任幹事会及び幹事会に必要と認める者の出席を求めることができる。

7 主任幹事会及び幹事会は、本部長の命を受け、推進本部の事務を処理する。

8 幹事長は、主任幹事会及び幹事会を招集し、会議の議長となる。

9 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第7条 本部会議及び主任幹事会並びに幹事会の庶務は、くらし保健福祉部高齢者生き生き推進課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和62年5月1日から施行する。

(中略)

附 則

この要綱は、令和2年7月7日から施行する。

■ 参考資料 ■

別表（第3条，第6条関係）

本 部 員	主任幹事	幹 事
総務部長	人事課長	学事法制課長
文化スポーツ局	文化振興課	
男女共同参画局長	青少年男女共同参画課長	くらし共生協働課長 男女共同参画室長 消費者行政推進室長
企画部長	企画課長	地域政策課長 交通政策課長
PR・観光戦略部長	かごしまPR課長	
環境林務部長	環境林務課長	森林経営課長
くらし保健福祉部長	保健医療福祉課長	医師・看護人材課長 国民健康保険課長 社会福祉課長 健康増進課長 障害福祉課長 障害者支援室長 薬務課長
子育て・高齢者支援総括監		子ども家庭課長 子育て支援課長 介護保険室長
商工労働水産部長	商工政策課長	雇用労政課長 水産振興課長
農政部長	農政課長	農村振興課長 経営技術課長
土木部長	監理課長	道路維持課長 砂防課長 都市計画課長 住宅政策室長
危機管理防災局長	危機管理課長	災害対策課長 消防保安課長
国体・全国障害者スポーツ大会局長	総務企画課長	
出納局長	会計課長	
教育長	総務福利課長	社会教育課長 義務教育課長 保健体育課長
警察本部長	生活安全企画課長	地域課長 生活環境課長 交通企画課長

鹿児島県高齢者保健福祉計画作成の主な経緯

年 月 日	内 容
令和元年11月～令和2年2月	介護予防日常生活圏域二一ズ調査・高齢者等実態調査（市町村実施）
令和2年3月10日	全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議（書面開催）
令和2年3月27日	介護保険制度等に係る市町村等説明会（書面開催）
令和2年5月26日	市町村等介護保険新任担当者研修会（書面開催）
令和2年6月24日	介護保険事務担当者会議（県地域振興局・支庁）（書面開催）
令和2年7月8日	県高齢社会対策推進本部幹事会（書面開催）
令和2年7月31日	全国介護保険担当課長会議（書面開催）
令和2年9月8日	県高齢者保健福祉計画作成委員会（第1回）
令和2年10月13日	県高齢者保健福祉計画作成委員会専門部会（第1回）
令和2年10月5日～11月11日	市町村介護保険事業計画に係る市町村ヒアリング （市町村介護保険事業計画の方向性の確認等）
令和2年11月24日	県高齢者保健福祉計画作成委員会専門部会（第2回）
令和2年12月10日	令和2年第4回県議会（環境厚生委員会） （第8期県高齢者保健福祉計画（素案）について）
令和2年12月16日～ 令和3年2月3日	市町村介護保険事業計画に係る市町村ヒアリング （市町村介護保険事業計画の進捗状況の確認等）
令和2年12月28日～ 令和3年1月27日	県民からの意見募集（パブリック・コメント）
令和3年1月7日～ 令和3年2月9日	医療・介護の体制整備に係る協議（地域医療構想調整会議）
令和3年2月9日	県高齢者保健福祉計画作成委員会（第2回）
令和3年3月16日	令和2年第4回県議会（環境厚生委員会） （県高齢者保健福祉計画（素案）からの主な変更点について）
令和3年3月25日	県高齢社会対策推進本部会議
令和3年3月29日	県社会福祉審議会
令和3年3月下旬	県高齢者保健福祉計画（第8期計画）の決定